

## 【論文】

『吉田家御広間雑記』に見る

長崎・諏訪社神主の京都吉田家詣で

久田松 和則

### 一、はじめに

現在、京都大学に隣接する吉田神楽岡には吉田神社が鎮座し、その創建は貞観年間（八五九―八七七）にまで遡る。藤原氏北家魚名流の中納言山陰が、藤原氏の氏神・大和春日社の四座を勧請し山陰一族の氏神として創建したことに始まる。鎌倉時代から卜部吉田家が神主職を相伝して明治の時代まで及んだ。中でも応仁の乱（一四六七）後に吉田兼俱（一四三五―一五一一）が唯一神道を創唱して、地域神職の宗家となり、神道界のいわば文化センター的な役割を果たした。

江戸時代にはこの吉田家の宗教的権限は全国津々浦々に及び、神道裁許状を発行して地方神主の任命を行うなど絶大な力をもった。そのような神社であったから吉田家には、全国からの神主衆が毎日のように訪れ、神位、神主の官位、神道伝授、祈祷などと様々な請願が寄せられた。この吉田家広間での出入りを、表向きの役人が克明に書き留めたものが、『吉田家御広間雑記』である。

同雑記は現在、天理大学付属図書館の「吉田文庫」に収蔵されている<sup>1</sup>。慶安三年（一六五〇）より明治二年（一八六九）に至るまで、総計六百七十三冊と膨大な量に及ぶ。同雑記を用いた先行研究では、島井清氏の日記の概要と各年次の細目について詳細な報告がある<sup>2</sup>。

また橋本政宣氏は同雑記から見える吉田家の役割・神道伝授・祈祷、また地震・雷・火事等に関する諸事件を明らかにしている<sup>3</sup>。

広間対応記録の一例として、元禄十二年（一六九九）八月十九日の記事を見てみよう。

十九日乙卯 天陰 巳ノ下刻より属晴

一、加賀国神明之神主多田主水、位階願<sup>ニ</sup>付両傳奏<sup>江</sup>以書付被仰入、御丈者鈴鹿修理

加賀國石川郡金沢 神明之神主源正篤

一、大和国廣瀨神社之公文坊始<sup>而</sup>御対面、南都酒壺樽、束素麵壺箱、扇子式本入持参、同社之氏子河合傳三御対面

一、神龍大明神へ主君御参、風折、御浄衣御着、御祓串持参

元禄十二年八月十九日の京都の天候は曇り、巳の下刻（午前十一時）頃より晴れてきた。この日の最初の訪問者は、加賀国金沢の神明社主の多田主水源正篤であった。神主の位階についての願いであり、吉田家家老職の鈴鹿修理が対応した。この階位申請を行った金沢の神明社とは、現在の金沢市野町に鎮座する神明宮のことと思われる。

その後、大和国廣瀨神社の公文坊が御広間で初めて御対面、土産として南都酒一樽・束素麵一箱・扇子二本入を持参した。同席した廣瀨神社氏子の河合傳三とも対面した。

二件の対応の後、吉田家当主は吉田兼俱を祀る神龍大明神に参拝、出で立ちは風折烏帽子に浄衣を着け、祓串を持参した。

その後、肥前国富松権現の社家・小寫備前守の来訪があり、御広間での対面があつた。この富松権現は、現在の長崎県大村市の富松神社に当たる。小寫備前守は江戸期に入って四代目の宮司・小嶋備

前守正興である。大村藩『郷村記』<sup>4</sup>に収録される同社宮司家系図によると、「寶永年中継目上京、於吉田家始官職」とあって、宝永年中（一七〇四～一七一二）に跡目相続のために京都吉田家に出向き、備前守の官職を授かったことが分かる。

それに先立つ五年から十二年ほど前の元禄十二年（一六九九）に、小嶋備前守は一度、吉田家を尋ね吉田家当主との面会に与っていた。階位取得の下準備であったのであろうか。

このように元禄十二年八月十九日には、加賀国金沢、大和国、肥前国大村からの神主・氏子の来訪があり、吉田家当主はその合間に吉田家の中興の祖・吉田兼俱を祀る社に参詣するなど、『吉田家御広間雑記』によって、その一日が克明に分かるのである。これ以降は『吉田家御広間雑記』を『御広間雑記』と略称し、諸氏の京都吉田家への来訪を、本稿では「吉田家詣で」と仮称し用いていく。

この『御広間雑記』によると九州諸地域からも吉田家詣でがあった。江戸初期の明暦四年（一六五八）から宝永七年（一七一〇）迄の五十三年間に限ると、長崎諏訪社が八十三回と圧倒的に多く、これに続くのは肥後熊本・藤崎八幡宮の二十七回、肥後人吉・青井大明神（現・青井阿蘇神社）の十九回と続く。

本稿では頻繁に吉田家に通った長崎諏訪社神主・青木氏の吉田家詣でについて考察を加える。

本論に入る前に神社に仕える者を神主、神職等と総称し、その中でも一社を代表する神主を宮司と言う。しかし『御広間雑記』には「宮司」の表記は殆ど見られず、「祀官」、「社司」、「祀職」、「社家」等と記されている。ただ『鎮西大社年譜輯要録』<sup>5</sup>には、長崎諏訪社を建立した金重院を「第一宮司」と記しているので、本稿でも諏訪社を代表する神主には「宮司」の用語を用いていく。尚、年齢は当

時の慣習である数え歳で算定し表示する。

加えて本稿でも度々登場する吉田神社の吉田家当主は、正式には「神祇管領長上」という立場であったが、本稿では「吉田家当主」の呼称で統一する。

## 二、『御広間雑記』以前の吉田家と諏訪社

後述するように、『御広間雑記』に登場する諏訪社関係の記録は、明暦四年（一六五八）から始まるが、それ以前から諏訪社と吉田家との関係はなかったのであろうか。長崎在地の史料に当たると、前掲の『鎮西大社年譜輯要録』にその関係が若干見受けられる。最初に確認されるのは元和九年（一六二二）の次の記録である。『鎮西大社年譜輯要録』はこれ以降、『年譜輯要録』と略称する。

元和九癸亥、金重院以書吉田兼英卿二達、氏神再興ノ儀即雜掌鈴鹿采女正治忠二命シ答書許之

ここに登場する金重院とは、後に諏訪社を創建する修験者である。先の『年譜輯要録』によると天正十年（一五八二）に肥前国唐津に生まれ、後に佐嘉（佐賀）扇町に移り住んだ。元和九年（一六二二）二月には、長崎の公文九郎左衛門の招きによって長崎にやって来る。この公文九郎左衛門はかつて長崎の三社大明神の神主を務め、社寺破壊を行ったキリシタンとも対峙したという。金重院の来崎を機に三社大明神の宮司職をこの人物に譲ることとした。

こういう背景があつて、金重院は元和九年に右記のように長崎での氏神再興の願いを、吉田家に願ひ出ているのである。時の吉田家当主は吉田兼起であるが、先の記録に見える長崎からの氏神再興の願いに対応した吉田兼英という人物は、この当主の父親に当たる。

実際に事務を行った鈴鹿采女正治忠は「雑掌」とあるように、吉田家の実務を担当する家柄であった。

この願いは吉田家によって許可され、寛永二年（一六二五）には西山郷圓山（現・松森神社地）に社地を得て、諏訪神社が建立されていく。こうして諏訪社と吉田家の関係は、金重院が諏訪社建立の伺いを吉田家に申し出た事から始まっている。元和九年（一六三二）の事である。

寛永九年（一六三二）には次の記録がある。

寛永九年壬申二月、金重院上京吉田兼英卿に拜謁

三月十七日永忠同断、金重院神道中興ノ志ヲ感シ給ヒ一社ノ

神官衆可申付神役ノ許状ヲ宮内永忠ニ給ル

宮内大輔始吉田門第（弟）卜成

諏訪社を建立した金重院は、青木賢清の名前で初代の宮司となるが、寛永九年（一六三二）二月には上京して吉田家に拜謁した。三月十七日には青木賢清の息子、青木宮内永忠も吉田家に拜謁し、当社の宮司就任の神道裁許状を賜った。この人物が第二代目の宮司となる青木宮内永忠である。これによって長崎諏訪社の神主家となった青木家は、京都吉田家の門弟となっている。

ここにも「吉田門弟」と見えているが、『御広間雑記』の中でも「門弟」という表現は通常的に使われ、吉田家傘下の者を「門弟」と称していたのである。

更に三年後の寛永十二己亥年（一六三五）には、次の記録がある。

吉田殿ヨリ神宮寺ノ一通、金重院ニ賜フ

吉田家より神宮寺に関わる文書が、諏訪社の金重院（青木賢清）に下されているが、その内容は不明である。ただ先に社殿を構えた圓山が狭かったために、正保四年（一六四七）に長崎奉行所より玉

園山の社地を得て、同年の十一月九日より敷地の普請が始まる。それより八年後の慶安四年（一六五一）に本殿が完成する。その玉園山はかつて諏訪社の神宮寺であった玉圓坊という僧坊があった場所である。吉田家から下った一通の文書とは、この神宮寺・玉圓坊に関わるものであるのか。

敷地普請が始まる一年前の正保三年（一六四六）には、青木宮内永忠が吉田家より神道伝授の記事が次の様に見える。

（正保）四丁亥、永忠十八神道傳受并神道行事相源玄ノ大旨且

陰陽行事傳受ス、吉田ハ兼里卿

吉田神道行事は吉田家の宗源殿で伝授される行事である。奉幣次第、参詣次第、遷宮次第、地鎮次第、中臣祓、三種祓等が基本であり、十八神道行事（初重伝）、宗源行事（二重伝）、神道護摩行事（三重伝）を三種行事といい、最も重い行法とした。習得するには最短期でも半年の修行を要したと言われる。

青木宮内の神道伝授を前記の内容と照らし合わせれば、神道護摩行事を除く殆どの内容を習得したように窺われる。玉園山に諏訪社社殿を整える一方では、祀職としてそれに相応しい資質を京都吉田家に求め、着々とその準備を進めていた経緯が分かる。その神道伝授を行ったのは、「兼里卿」と見えるが、吉田家当主・吉田兼起の別名である。

以上、見てきたように金重院の時代から吉田家に社殿建立の請願を出し、二代目の青木宮内の時には吉田家門弟となっていた。加えて宮内は吉田家神道伝授の大方を修業取得していた。

このように在地の史料によって、諏訪社は後述する『御広間雑記』に登場する以前から京都吉田家の傘下にあり、吉田家門弟であった事が分かるのである。

### 三、『御広間雑記』の諏訪社関係記録

諏訪社と京都吉田家との関係は、『年譜輯要録』による限り元和九年（一六二二）には始まっていた。その後の明暦四年（一六五八）から宝永七年（一七一〇）の間に、『御広間雑記』に記される長崎・諏訪社神主の吉田家詣での関係記録を抽出すると、次頁の表（一）の通りである。

### 四、『御広間雑記』に見える青木神主三代

前記の『御広間雑記』に登場する諏訪社神主は、二代目宮司から四代目宮司に当たる青木宮内、青木右近、青木若狭守の三代に亘る。これに先立つ諏訪社を創建した金重院、即ち初代宮司の青木賢清は『年譜輯要録』によると、明暦二年（一六五六）八月二十八日に七十五歳で亡くなっている。従って今、対象としている『御広間雑記』に登場する事はない。

青木賢清に続く前記三名の神主が何時、宮司職に就いたのか、『長崎市史』地誌編神社教会部上でも明らかにしていない。前掲の『年譜輯要録』には、宮司交替が窺える記録が含まれているので、これに依り前記三名の宮司就任時期をまず確認してみたい。

先にも引用したが『年譜輯要録』の寛永九年（一六三二）三月十七日条には次のようであった。

金重院神道中興ノ志ヲ感シ給ヒ一社ノ神官衆可申付神役ノ許状  
ヲ宮内永忠ニ給ル

宮内大輔始吉田門第（弟）卜成

吉田家より諏訪社を建立した金重院の功績が認められ、それを継ぐべき神役の許状を宮内永忠が給わっている。そしてこの宮内の時から青木家は吉田家の門弟になったという。この経緯からすると、寛永九年（一六三二）に初代の青木賢清から二代目の青木宮内永忠に、宮司職が引き継がれたものと思われる。賢清五十一歳での隠居、宮内は慶長十九年（一六一四）の生まれであるから、十九歳での宮司就任であった。

若くして宮司となった青木宮内について、『年譜輯要録』の寛永元年（一六二四）の条に次のような記録が見える。

内中町高田氏ノ記ニ宮内大輔、寛永三年十三才ニシテ神主トナルトアリ、是ニテ御年ヲシル、代ハ永春公追記載アル

これによると青木宮内は、寛永三年（一六二六）に何と十三歳で神主になったという。これから起算しても宮司就任時の年齢は十九歳となる。この若い頃からの経験が十九歳での宮司就任に繋がったのであろう。

二代目から三代目への宮司の交替については、先ず天和三年（一六八三）に「宮内大輔永忠隠居」と見え、翌年の貞享元年（一六八四）には「三代 右近将監 御朱印頂戴仕候」とある。この経緯からすると、天和三年（一六八三）に二代目宮司の宮内が隠居したことに伴い、翌年の貞享元年（一六八四）に青木右近将監が三代目の宮司に就任したと解釈される。その就任の証が「御朱印頂戴」に当たるものと思われる。この時に右近将監が三代目宮司に就いた為に、『年譜輯要録』は右近将監の名前の上部にわざわざ「三代」と記したのである。

二代目の青木宮内は七十歳での隠退であった。その後元禄十四年（一七〇二）二月二十四日に八十八歳で他界している。三代目の右

表(1) 『御広間雜記』 諏訪社關係記録 (□ || 虫喰・摩耗の為に判読不明)

年号	西曆	月日	記 録
寛永九	一六三二	三・一七	青木宮内大輔永忠、諏訪社二代目の宮司に就任(十九歳)
明曆二	一六五八	八・二八	初代宮司・青木賢清没する(七十五歳)
明曆四	一六五八	四・九	肥州長崎諏訪之祀官青木宮内、同舎弟傳四郎、同息子猪兵衛御礼申上也、唐木綿老疋、長崎足袋五足、竜眼肉貳斤、唐蒲萄曲物壺ツ、虫目カ子一、右三人分差上也、御対面盃被下候、榮春院様へ木菴墨跡壺枚、白砂糖曲物壺ツ、長崎たはこ式箱差上也
		五・一五	青井与左衛門、青木宮内、同舎弟子息三人、御礼申上也
		六・一	青井与左衛門、青木宮内、同右近、御礼申上候
		六・九	肥後之青井与左衛門下社人□□ 青木宮内下社人御礼申上也
		六・二〇	長崎宮内見舞也
		六・二八	長崎社家青木宮内、舎弟右京御礼
		一〇・二四	長崎諏訪大明神之社司青木宮内重而被登御礼、為土産花毛氈一枚、初テ社人同時対面也、御臺内へ宮内別之土産指上也
		閏一・二・一六	長崎之青木宮内護摩御待受
		閏一・二・一八	長崎之青木宮内護摩、為御礼銀子拾枚指上也
		閏一・二・二七	肥後国青井信濃分歳暮為御礼畦足袋十指上
		閏一・二・二八	長崎之青木宮内、今日罷下ル為御暇乞也
万治二	一六五九	三・一五	長崎青木宮内分
		八・一四	長崎諏訪之社司青木右近、帰国申二付御対面御盃頂戴也
		三・一八	長崎諏方之社人青木右近、御目見江申候
		三・一九	長崎諏方之社司青木宮内息子右近、去十七日當地上着、今日御目見申了、為土産石摺壺枚、絵筵壺枚、天門参密讀壺曲、玳瑁櫛式ツ、南京塗附香答壺ツ、右献上也
寛文四	一六六四	四・二八	長崎諏訪之社司青木宮内父子、位階之義為御相談有也
		五・八	烏丸大納言様分書面御便、長崎諏訪之社家宮内、今度宗源行事庶届被聞、右御相傳被成苦有間敷

寛文四	一六六四	五・一〇	小弟云也 長崎諏方社人、位階之繼目小折紙被出云々、別頭弁殿分御使者至来旨趣、先年親宮内口宣案御覽被成度之由也、使者山田權兵衛同道三而宮内口宣持参云也 柳原頭弁殿ヨリ御使者旨趣、長崎諏方之社司青木右近位階御礼、明後十六日ニ参上之旨可被仰付由云也 長崎諏方之社人青木右近位階被下、為御礼今日長橋御房迄致参上、鈴鹿七之丞被相添何茂首尾能相濟云也 青木宮内紫□□七ツ御祝献上 長崎町人高木善衛門方分為御初穂銀子壹枚指上也、京室町圓福寺町辻源衛門方へ書状添、善衛門年廿六也、来年之御祈念頼由也 長崎諏方之社司青木右近桐箱御書入 去々年極月比事、京都之辻紹甫と申仁参入、長崎ニ而高木善衛門御祈禱之義、以前も申上候、今度□□申度由也、為初尾銀子壹枚献上候、彼善衛門年廿八、卯ノ年申了 長崎諏方之社司、家老中へ出状至来、右之書状京西三百方分相届也、彼宿兩替町小池通上ル町也 橘三喜御対面 橘三喜来 橘三喜来、先年宗源行事御許容之切紙被下候 肥前長崎諏訪大明神之祀官青木宮内父子、今度江府へ境内之御朱印致頂戴為御礼罷下二付、乍次手御見舞申上、為土産花毛氈三枚差納、右近白砂糖五付、右近弟傳作畦足袋二足、老上古住御対面了 長崎之諏方之祀官青木宮内、同右近父子、江戸罷下二付、惣社宮内同主殿へ言傳物也 長崎諏訪之社家青木宮内、同右近旁銅百疋花向御祝儀上候也 肥前国諏方神社之社家青木右近、為火事見廻龍眼肉壹曲物指上也 諏訪社二代目宮司・青木宮内大輔隠居（七十歳） 青木右近將監、諏訪社三代目宮司に就任（四十二歳） 二代目宮司・青木宮内大輔没する（八十八歳）
寛文五	一六六五	一・八	
寛文六	一六六六	二・六	
寛文九	一六六九	二・一七	
		三・三	
		三・四	
		三・五	
寛文一〇	一六七〇	三・五	
		三・二五	
寛文一一	一六七一	五・二八	
天和三	一六八三	八・二八	
貞享元	一六八四		
元禄一四	一七〇一	二・二四	

長崎青木右近之義先年分家コトニ旨、今度長崎奉行所被遊吟味、江府へも状窺被聞、右近義遠島被仰付、修理義江戸、京、大坂御構、長崎十里四方追放被申付候、隼人義江戸、京御構、長崎十里四方追放被申付候、外記義右近と一味仕候故、今朝分閉門被仰付候

一、今朝大角外記右近と互一味故、今日分閉門被仰付云々、別鈴鹿周防守同豊前同内藏允ヲ此旨ヲ被伝渡也、外記門ニ青竹以繩ユウ

一、今度長崎之義首尾能相濟ニ付、為御祝承御家老中四人被召、奥亭御料理被下、以後御盃被下云々、其以後被仰出云、今度被召上候田地之義、先其ま、可被召置候、重而人躰を被見□可被仰付候、然者右田地半分石見守為□□被下候間、受納仕候様ニ為賞被下候との云々、其外小姓共侍中等於表面御料理被下

青木若狭守永春、諏訪社四代目宮司に就任(四十四歳)

長崎諏方大明神之神主青木作之進初而御対面也

長崎諏方之神主青木大藏官位願之義為御届□□□ 鈴鹿筑後守

青木大藏官位 小打弘万里小路弁様へ□□□□

一、万里小路辨様分左状至來御使者 三枝左門

肥前國長崎諏訪大明神神主藤原永春申 正六位下若狭守等唯入

肥前國長崎諏方大明神之神主青木若狭守官位御礼、今日打勤添使鈴鹿平兵衛光職事、

万里小路辨様分御使者至來、長崎諏方神主宣旨 位記事記左

正六位下藤原朝臣永春

正二位行権大納言兼右近衛大將藤原朝臣伊季

宣奉 敕件人宣令任

若狭守者

元禄十五年八月三日大外記兼掃部頭中臣朝臣師庸奉

長崎諏方大明神之神主 宣旨位記之御礼ニ參 添使鈴鹿平兵衛 先万里小路辨様參、同夫大外記、大内記東坊城殿 少納言西洞院殿官物如例、主殿之礼物者職事ニ預置也 職事ヨリ口 宣案被渡記左

口宣案

八・九	<p>上卿 右大将  元禄十五年八月三日 宣旨  藤原永春  天神地祇 神道長下部朝臣兼敬  諏方大明神 三幅  神  八幡宮  天照皇太神  春日大明神</p>	八・一〇	<p>右八長崎諏方之神主青木若狭守奉願、今日被染御筆被下候  長崎諏方大明神之神主青木若狭守、宗源教十八神道御引渡祝部勝□參勤候</p>
八・二四	<p>長崎諏方之神主青木若狭守、武衛君御対面  位記宣旨 □宣案等御渡被遊</p>	六・一	<p>長崎住人若杉喜三太御対面、御門下也  肥前國長崎諏方大明神之神主藤原永春  元禄十五年八月三日</p>
三・七	<p>叙正六位下任若狭守  肥前國長崎諏方之神主青木若狭上京、御兩名御対面、献上物等廣間雜記有之也</p>	五・三	<p>塩鯛老折二長崎諏方神主青木若狭  右為端午之御祝儀指上候也</p>
五・一五	<p>森崎大権現  諏訪大明神 一幅  住吉大明神</p>	<p>右御神号御染筆被遊被下也、願主片山半三郎、長崎之住人申候</p>	



宝永七	宝永六	宝永三
一七二〇	一七〇九	一七〇六
二・二〇 四・一一 四・二二 五・五 閏八・五 閏八・六 閏八・一一 閏八・一二 閏八・二三	一一・六 一一・二六	六・一四 七・六 五・一七
金子一品 青木若狭守 毛氈式枚 青木主計 関東夕上京二付参来 長崎 青木若狭守 帰国暇乞 長崎 青木若狭守 御禮 青木主計 御対面 青木主計 御対面 青木主計 窺御機嫌來御対面 青木主計 樽二ツ 青木主計	長州 波多野宮内小輔 長崎 青木主計 神祇少輔 尾州 山口(安芸守) 長州 波多宮内小□輔 肥前國 江副伊織 同国 青木主計	宗源行法御引渡主殿被遊候、祝部連重参勤 長崎諏方青木若狭 長崎諏方大明神之神主青木若狭、今日御暇迄申上御対面、武衛君同行 長崎諏方社神主青木若狭守関東首尾好相勤上京、猶又江戸丹羽遠江守殿方書状轉堀川式部へ参候 二付相届申上候也 長崎諏方大明神々主青木若狭守、今日下國仕為御暇乞参上刻御対面 生鯛一ツ 今度御構江決候二付江戸へ罷下、帰京仕候、御家之御勤不行届青木主計 はず一ツ と、け宜、難有奉存て、帰国仰付候 今日御着袴御祝儀罷下候、為御礼参上申候 長州 波多宮内小□輔 肥前國 江副伊織 同国 青木主計

享保一一

一七二六

閏八・二五

一一・二三

御対面 青木主計

青木主計子金八、御祓為仕傳受參

諏訪社四代目宮司・青木若狭守永春隠居する（六十九歳）

近永安は寛永二十年（一六四三）の生まれであるから（『年譜輯要録』）、四十二歳での宮司就任であった。

四代目宮司に関わる記録が、『年譜輯要録』の元禄十五年（一七〇二）六月二十二日、及び八月に、次のように見受けられる。

六月廿二日、若狭守永春江向後新二諏訪社一社一人之神主職

為上意蒙仰候、但立山御役所ニテ被仰渡候

八月、若狭守永春上京、従五位下権神主二任ス

後に詳述するが、第三代目宮司の青木右近は、元禄十五年（一七〇二）三月二十五日に五島列島への遠島刑に処せられる。これに伴って早急に次の宮司を決める必要があった。その措置として取られたのが前記の六月・八月の記録であろう。

同年六月二十二日に長崎立山の長崎奉行所において、若狭守永春に諏訪社宮司職への任命が下達された。不祥事後の任命であったためか、若狭守は長崎奉行所に呼び出されての任命であった。八月には上京し吉田家より従五位下の位階を賜っている。

この四代目の若狭守永春は、先代の青木右近の息子ではない。右近には修理と采女との二人の息子がいたが、父親の処罰よって所払いとなり、諏訪社の宮司にはなり得なかった。そのために初代宮司・青木賢清の息子・青木永清の三男であった永春にその職が廻ってきた。永春は万治二年（一六五九）の生まれであるから（『年譜輯要録』）、

宮司就任当時は四十四歳であった。享保十一年（一七二六）に六十九歳で隠居し、息子の青木兵部少輔永常に宮司職を譲っている。<sup>7</sup>

三名の宮司就任の年を確認してみたが、改めて宮内・右近・若狭守の宮司就任時期と年齢等を示すと次の通りである。

二代目 青木宮内大輔永忠 寛永九年（一六三二） 十九歳

元禄十四年（一七〇一） 没 八十八歳

三代目 青木右近将監永安 貞享元年（一六八四） 四十二歳

元禄十五年（一七〇二） 五島へ流罪

四代目 青木若狭守永春 元禄十五年（一七〇二） 四十四歳

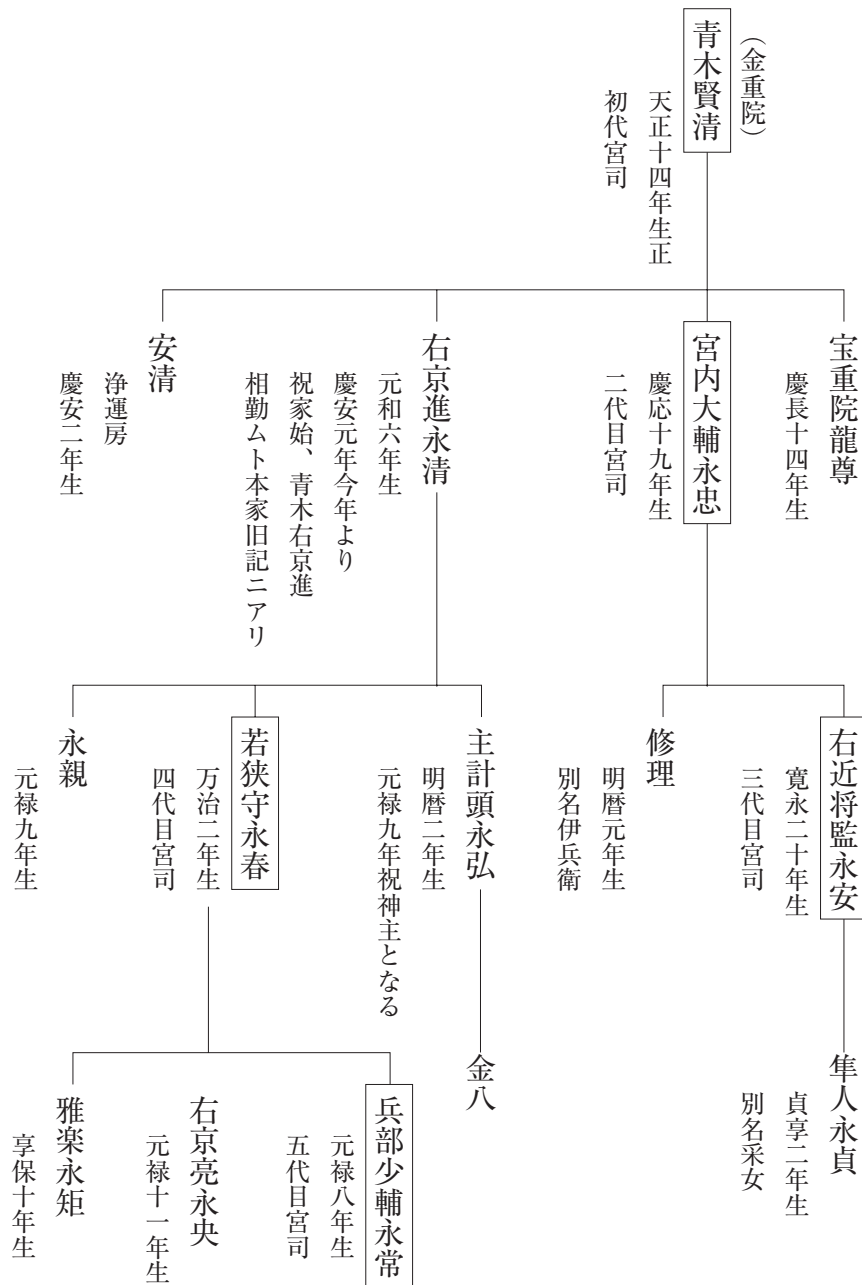
享保十一年（一七二六） 隠居

ここで確認した三代の宮司就任の時期や隠居・没年等は、前掲の表（1）『御広間雑記』諏訪社関係記録中の該当する時期に挿入した。吉田家詣での記録と時の宮司との関係が分かるからである。『御広間雑記』の記録と分別できるようにゴシック体で記した。

また、この青木氏三代を主にした系図を示せば、次頁の系図（1）の通りである。

系図(1) 長崎諏訪社神主青木家系図 (『諏訪社青木氏系譜』より作図)

(註・□内の人物は歴代宮司)



## 五、諏訪社神主の吉田家詣での実態

第三項目で示した表(1)『御広間雑記』の諏訪社関係記録を基にして、諏訪社宮司三代に亘る吉田家詣でを各宮司の時代毎に見ていきたい。

### (一) 二代目・青木宮内大輔永忠

二代目・青木宮内の吉田家詣でが最初に記されるのは、明暦四年(一六五八)四月九日である。

寛永九年(一六三二)に十九歳の若さで宮司職に就いていた青木宮内は、それから二十六年が経過し四十五歳になっていた。四月九日に宮内は弟の傳四郎、次男の猪兵衛を伴い吉田家に御礼の為に出向いている。宮内には六歳違いの弟・傳四郎があり、右京之進ともいった。その弟と息子の三人連れ添った吉田家詣であった。『御広間雑記』では息子名が「猪兵衛」となっているが、正式には「伊兵衛」である(『諏訪社青木氏系譜』)。

時の吉田家当主、即ち吉田神社祀官は吉田兼連(幼名)であったが、父親の吉田兼起が明暦三年(一六五七)に亡くなった時には未だ五歳であり、この歳で吉田家を継ぐことになった。成人後は吉田兼起と名乗っている。

三人揃っての吉田家詣でに持参した土産は、唐木綿一疋、長崎足袋五足、竜眼肉二斤、唐蒲萄漬曲物一つ、虫眼鏡一つと記される。

長崎足袋とは畦足袋のことである。それまで革足袋が多かった中で、長崎で作られた木綿の足袋である。西川如見の『長崎夜話草』に「長崎土産物」として「畦足袋」が次のように見えている。

昔は諸國になし。ありといへども長崎には勝らず。上方諸國より買者甚多かりし。近年はむかしの如く買人多からず。

長崎の足袋は品質が良く、上方衆にも人気の品であった。竜眼肉は滋養強壯の漢方薬、唐蒲萄漬は蒲萄汁に漬けた漬物と思われ、曲物に入った唐仕立ての品であろうか。それに「長崎土産」の虫眼鏡が添えられた。西川如見はこの眼鏡細工についても、長崎ならではの品と記す(『長崎夜話草』)。

長崎住人濱田彌兵衛といふもの、壮年の頃蠻國へ渡り、眼鏡造り様を習ひ傳へ來りて、生島藤七といふ者に教へて造らしめたるより今にその傳なり。

吉田家詣でに際してこのような四品の奉納は、外にあまり見られず破格である。

これとは別に永春院様への品として、木菴の墨跡、白砂糖、長崎たばこが贈られた。その永春院とは、吉田家の幼い当主吉田兼連の母親である。当主が幼かった為に母の永春院が吉田家を切り盛りしていたのであろう。青木宮内はそこにも粗相無く長崎土産を準備している。土産の一つに木菴墨跡がある。木菴は中国黄檗宗の僧侶であるが、隠元の来日に伴い明暦元年(一六五五)に長崎に来日していた。黄檗僧としてまた能書家としても著名であり、来日したばかりのその木菴の墨跡、当時のオランダ貿易によって長崎に荷揚げされた砂糖、煙草栽培の発祥の地は長崎の桜馬場と言われ、それに由来する長崎煙草と、オランダ・中国に開かれた長崎らしい品々である。

この吉田家詣では青木氏からの御礼であったと記すが、何の御礼であったのだろうか。

『年譜輯要録』の万治元年(明暦四年七月二十三日に万治と改元)

の項には、

青木右近上京、五月四日裁許状被下、其頃ハ諏訪三所之祀官トアル

神主宮内永忠正六下、宮内大輔免許

永忠嫡子永安上京、仕吉田兼連卿へ奉願三社御箱、七月吉田殿ヨリ御安位アリ

と吉田家に関わる記事が三項目に亘り記されている。

先ず青木宮内の長男・右近が五月四日に神道裁許状を受けた事が分かる。この裁許状は吉田家に入門した者が、数十日間の吉田神道の伝授を受けた後に授与されるもので、いわば修了証に当たる。とすれば青木右近は五月四日に先立つ数日前から吉田家に入り伝授を受けた筈である。こういう経緯からすると、四月九日に青木宮内外三名が揃って吉田家を訪ねたのは、青木右近の神道伝授入門に際しての挨拶であったと思われる。右近はこの年、十六歳であった。

そうであれば持参した土産が、唐木綿・長崎足袋・竜眼肉・唐蒲萄漬・虫眼鏡、永春院には別に木菴墨跡・白砂糖・長崎煙草と、長崎尽くしの精一杯の品々であった事に納得がいく。

明暦四年（一六五八）の青木氏の吉田家詣では、この後も六月・十月・閏十二月と続いている。『年譜輯要録』では、この年に二代目宮司の宮内が、正六位下の位階と宮内大輔の官途名が授けられている。また子息の青木右近は吉田家に諏訪・森崎・住吉三神の神号をお願いし、七月には願いが叶い神号揮毫が箱に収められて渡された。

こういった一連の請願が叶ったためであろう、十月二十四日には青木宮内は重ねて上京し、花毛氈一枚を土産として贈り、御臺内、即ち永春院のことと思われるが、別にお土産を献上している。花毛

氈も「長崎土産」の一つで、『長崎夜話草』に「モウル人傳來也。大小色々」とその由来を記す。

この年も押し迫った閏十二月十六日から二十八日まで、青木宮内は三度、吉田家に入入りしている。吉田神道が伝授する三檀行事の中に神道護摩行事があった。その伝授を閏十二月十六日に請願するが、二日後の十二月十八日に護摩伝授が叶い、御礼として銀子十枚を献上し、歳も押し迫った閏十二月二十八日に帰国の挨拶に向いっている。『年譜輯要録』にも万治元年（一六五八）の項に、

宮内大輔（中略）閏十二月、火祭及ヒ清祓傳受ス

と記され、ここでは護摩の事を「火祭」と言っている。時期も閏十二月と両記録が一致する。

翌万治二年（一六五九）八月十四日には、京滞在から帰国の途に就くためお暇乞の挨拶に向向く。

五年間程、吉田家詣での記録は途絶えるが、寛文四年（一六六四）に入ると子息の青木右近が三月十八日から京入りして、六月まで頻繁に吉田家に入入りしている。京入り早々の三月十九日には、石摺り長崎絵、絵筵ゑじり、鼈甲の櫛、南京塗り香合等の土産を携えての吉田家詣であった。

この度の吉田家詣での意図は四月二十八日の記事によって、青木右近への位階叙位の請願であった事が分かる。五月八日には吉田家の当主・吉田兼連が未だ幼年であった為、同家の後見人を務めた鳥丸大納言資慶からも、「右御相傳被成苦有間敷小弟」と相傳に異存はない旨が書面で伝えられた。五月十日には青木右近に位階が下され、六日後の五月十六日には御礼の為に吉田家に参行している。青木右近は二十二歳になっていた。

青木右近の叙位について『年譜輯要録』寛文四年（一六六四）の

項に、次のような同様の記録がある。

(寛文) 四甲辰 閏五小 神主永忠宗源行事傳受、永安十八神道傳授、且正六下右近將監免許アリ、永安當御神事ヨリ手輿ニノル

前述のように吉田神道行事は十八神道行事(初重伝)、宗源行事(二重伝)、神道護摩行事(三重伝)の三檀行事から成るが、この寛文四年(一六六四)に青木宮内永忠は宗源行事を、長男の右近永安は十八神道行事をそれぞれ傳受している。更に右近は正六位下の位階と「右近將監」の官途名を賜った。この『年譜輯要録』の記録によつて、青木宮内親子が当年の四月から五月にかけて吉田家に頻繁に入り出した事情が分かるのである。改めて右近が賜った位階は正六位下であった。父親宮内と同じ位階である。

先に引用した『年譜輯要録』の末尾に「永安當御神事ヨリ手輿ニノル」と氣に掛かる文言が記されている。同様の記録は、明暦四年(一六五九)に青木宮内永忠が位階と官途名を吉田家より賜った際にも、「當年ヨリ永忠手輿ニテ供奉」と見えている。双方の記録に「手輿」とあり、また「御神事」「供奉」という用語を伴う事から、諏訪社祭礼(くんち)に宮司・神主が手輿に乗って神輿の行列に供奉する事を意味していると思われる。手輿とは長柄(棒)を腰の辺りに持ち添える輿の事である。諏訪社神主でも位階と官途名を保有するようにになると、十月の諏訪社祭礼行列には手輿に乗って供奉していたのである。

寛文十年(一六七〇)三月五日には、青木宮内・右近の親子は京都に居た。江戸へ参府して幕府より諏訪社境内地の御朱印を得る為に、一時京都に滞在していた。その折にも吉田家への土産は忘れていない。花毛氈三枚、白砂糖五付<sup>(マツ)</sup>、右近の弟から土産として畦足袋

二足を贈っている。ただ「乍次手」としているので、誰か他人を紹介して吉田家へ届けている。

ここでも長崎土産の畦足袋が贈られているが、これは畦刺しに縫った足袋の事、即ち布を二枚重ねにして綿を薄く入れ、糸を浮かして畝のように幾筋も刺し縫った足袋である。

『年譜輯要録』にもこの江戸参府の事が、確かに次のように記される。

(寛文) 十庚戌 但御朱印被下置候為御礼参府仕、四月廿八日 神主青木宮内大輔、同伴青木右近將監父子共ニ御目見相勤申候

この記事から江戸での御朱印伝達は四月二十八日であった事が分かる。青木父子はその前の月から京都に向かっていた。京都から江戸に向かい四月二十八日には諏訪社境内地御朱印状を賜り、再び京都に戻っていた。五月二十八日には、この事が首尾良く進んだ事への御礼として、吉田家へ「銅百疋」を上納している。銅は銭を意味し銭十枚(十文)で一疋であるから、銅百疋は銭千文<sup>11</sup>一貫である。金一分に当たる。

寛文十一年(一六七二)八月二十八日には諏訪社の社家青木右近が、火事見廻の為として竜眼肉曲物一つを吉田家に贈ると見えている。「火事見廻」ではなく「火事見廻」と記される。実はこの年の四月八日には京都吉田で火災が発生し、民家百件が焼失するという大惨事が起こっていた<sup>12</sup>。恐らくその火災の後処理の事を「火事見廻」と言ったのである。吉田神社近くでの火災であった為に、火事見廻の労いの品として竜眼肉を贈ったのである。諏訪社社家としての細やかな配慮が見て取れよう。

二代目宮司・青木宮内永忠の時代の吉田家詣では、この寛文十一

年（一六七二）の記録を以て終わる。それから十二年後の天和三年（一六八三）八月には、青木宮内は宮司職を引退し隠居する。七十歳であった。

（二）三代目・青木右近将監永安

二代目宮司・青木宮内の隠居に伴い、貞享元年（一六八四）六月に三代目宮司に就任したのは、先代青木宮内の長男・青木右近将監永安であった。寛永二十年（一六四三）の生まれであるから四十二歳になっていた。

この人物は前述の通り宮司就任以前から、先代の青木宮内と共に吉田家詣でを度々行っていた。改めて整理すると、万治元年（一六五九）五月四日に十六歳にして、吉田家神道行事を終了しその修了証とも言える神道裁許状を受けていた。寛文四年（一六六四）五月十日には正六位下の位階に叙され、「右近将監」の官途名が許されている。と同時に十八神道行事の伝授を受けた。寛文十年（一六七〇）には幕府より諏訪社境内地の朱印状を得るべく江戸参府の途中、京都に逗留し吉田家に右近名義で白砂糖五包を献上した。江戸での御朱印拝受は首尾良く進み、帰路も京都に留まり、父宮内との連名で御祝儀として錢一貫（金一分）を贈っている。翌十一年には、吉田神社付近で起こった大火災の後始末を勞う意図から、吉田家へ唐物の竜眼肉を届ける程の配慮ぶりであった。

こう見ていくと三代目宮司となった青木右近は、十六歳の時から吉田家とは深い縁をもち、度々吉田家詣でを行ってきた人物であった。

宮司に就任して七年後の元禄十四年（一七〇一）四月二十四日には、右近十六歳の頃から陰となり日向となり右近を育ててきた父・

青木宮内が八十八歳で亡くなっている。隠居から十八年後の事であった。

その翌年、元禄十五年（一七〇二）四月十八日の『御広間雜記』の記事は、驚くべき内容を伝えている。青木右近が遠島、即ち流罪に処せられたと云うのである。加えて右近の弟である青木修理も江戸・京都・大坂からの追放、長崎十里四方への追放、また息子の青木隼人も江戸・京都からの追放、長崎十里四方への追放と、その処罰は一族にまで及んでいる。更に吉田家の表向きの役人である大角外記も、青木右近と一味をなしたとの罪状で閉門に処せられた。

ここに至る迄の経緯は、『御広間雜記』に収録される種々の往復文書によつて判明するが、この事件の顛末を記すのは、地元長崎奉行所の記録『犯科帳』である。その元禄十五年（一七〇二）の条には次のように記されている<sup>13</sup>。原文には句読点はないが、文意が理解し易いように読点を付けて示す。

長崎諏訪神主 生所 長崎

一 青木右近 午歳六拾

午三月廿二日入籠

此者先年一家之者と及諍論候節、神道伝授切紙免状等徒吉田家被取放之、其以後白川家門弟<sup>二</sup>罷成候之由<sup>三</sup>而称古法神道致執行、吉田家より被相伝候壇場神器幣帛等悉取捨申候旨、依之去秋吉田家より被申越候は、神道伝授之儀は限吉田家他家に無之候間被相糺度之旨、且亦諏訪神鉢差返候様二申来候付、其砌遂吟味右近申口之趣吉田江申遣候処、右近執行候儀皆以新法之作意之旨申来候、并白川家門弟之致約諸候得共、其砌右近脇中故直伝不罷成、祇園社人白井竹丞同左忠より神道伝授之由申候得共、皆以偽之旨白川家より書付被差出之、竹丞左忠よりも証文差出之候、然上は自

見作意之新法致執行其上偽を申依為不届、相伺之御下知之  
午三月廿五日五嶋江流刑申付之

長崎奉行所が書き記した青木宮内一件の顛末は、次のようなものであった。

青木右近と青木一族との間に争論が発生した事を機に、吉田家より右近に発給されていた神道傳受等の許状は取り消された。その後、右近は白川家の門弟になったと言い、古法神道と称して祭儀を執行し、吉田家より相伝した壇場（祭壇）、神器、幣帛など悉く取り捨ててしまった。

この事態を知った吉田家は、神道伝授は吉田家に限られた事であり、青木右近は白川家より古法神道を授かったと言いが、他家にはそのような権限は無い。吉田家は長崎奉行に対してこの点を今一度問い糺すよう求めている。

また吉田家から授かった諏訪社御神躰も返却すると、右近は言ってきたのでその訳を尋ねると、新たな神道行事を作る意志があるからだと返答してきた。また右近が言うには白川家の門弟になる約諾を望んだが、同家とは未だ脇役程度の縁で実現しなかったという。

そこで祇園社の白井竹丞と白井左忠を介して白川家に神道伝授を願ったと言いが、これは総て偽りである。この事は白川家、白井竹丞、同左忠より差し出された証文によっても明らかである。

しかる上は自作の勝手な神道行事を執行し、その上に偽りを申すなど不届き千万であり、幕府へ窺い下知されたのは、三月二十五日付で五嶋への流刑が申し付けられた。

こうした青木右近の所業は、『御広間雑記』や長崎奉行所の『犯科帳』によって知られるが、右近本人の「口上覚」が一点のみ存在し、右近自身の胸中を述べたものとして貴重である。『御広間雑記』

元禄十四年（一七〇一）九月十九日条に収録され、吉田家表役の鈴鹿筑後守に宛てた口上である。

口上覚

一、元和九年癸亥、御奉行長谷川権六殿代、私祖父金重院当社開基仕、翌寛永元年甲子勸請御神躰封込奉為御鎮座候

一、右之神躰勸請以後卅四年過、万治元年戊戌、御奉行黒川与兵衛殿、甲斐庄喜右衛門殿比代二許被申吉田殿御神躰之御箱申請、最初勸請之靈験正中為御神躰と一所二崇メ置候、然處從吉田殿御相談之神躰御箱、今度差返之旨御申越之由、御意幅趣奉畏候、守而持參可仕候

一、白川殿門弟之願内證申込置、祇園社人白井左中（とよ）と申白川殿門弟を頼、白川殿御父子目見仕候、然共私服申故表向今今度門弟神道相伝無之候、重而服睛罷上候節、可被遊御相伝之由、白川殿雜掌石川平太夫被申渡候、以上

元禄十四年巳九月

諏訪社神主

青木右近 印

一項目では諏訪社鎮座の経緯を述べ、殊に我が祖父が当社の開基と記すのは、自信の誇りからであろうか。二項目では吉田家より御神躰を拝領し、鎮座当時から諏訪社御神躰と同殿に奉案し崇めてきた。しかし吉田家より御神躰返却の要請を受けて、畏んで持参し吉田家へ戻したという。三項目では白川家門弟を望む旨を述べ、丁度、右近が服喪中であつたために、神道相伝を受けて門弟となる事は叶わなかつた。しかし喪が晴れたら相伝の手筈を行うとの旨が、白川家雜掌の石川平太夫から知らせがあつたと、口上を結んでいる。吉田家は地方の神社に御神躰を授ける事をよく行っている。諏訪社もその一社であつた。その際にどうかたちで御神躰を授けた



のか、それがこの右近の口上覚でよく分かる。「吉田殿令御神躰之御箱申請」とあって、御神躰は箱、木箱に収められていた。

三項目に亘る口上覚の中で、事実と異なるのは最後の口上である。青木右近は白川家門弟の白井左中（忠）を介して白川家父子とも面会し、神道相伝を受け門弟となる事を頼んだという。しかし喪中の為の実現せず、喪が明けてからの手筈となったと述べている。

この白川家への門弟依頼の件は、『犯科帳』にも記すように、右近が言う仲介役二人、また白川家からも、そのような史実は無いとの証文が出されていた。右近の全くの虚言であった。

江戸時代に海外に開かれた港町長崎、その鎮西の鎮守社として創始され、当社祭礼・長崎くんちが始まって六十八年が経過した元禄十五年（一七〇二）に、諏訪社宮司が吉田家を離脱し、その後にとつた行動にも虚言があったとの理由で、五島列島に流罪となつていたのである。『御広間雑記』では流罪の場所は記されていなかったが、この『犯科帳』によって流罪地が五島と判明する。五島列島のどの場所であったかは不明である。

この一件の処罰は青木右近のみに留まらず、『御広間雑記』にも見えていたように、右近の息子の青木隼人、右近の弟の青木修理にも及んだ。『犯科帳』はこの二人の処遇についても次のように記している。

右近世倅

一 青木隼人 午歳拾九 午三月廿二日追放

此者父右近不届之仕方付流刑申付候、依之隼人儀御下知之  
上京江戸相構、長崎十里四方追放申付之、但若輩者之儀前  
後も不存事故令宥免右之通也、尤以後於立帰は可為曲事之  
旨申含之

右近弟

一 青木修理 午四拾八 午三月廿二日追放

此者兄右近不届之仕形異見をも可加之処不及其儀、同意の  
仕方二付御下知之上江戸京大坂相構、長崎十里四方追放申  
付之、以後於立帰は可為曲事之旨申含之

『犯科帳』が記す隼人（息子）と修理（弟）への処遇は、第三項で示した『御広間雑記』諏訪社関係記録とほぼ同じ内容を伝えている。ただ青木隼人については、十九歳という若輩が故にこの一件には関知しなかっただろうと、「宥免を命じ」、即ち大目に見て京都・江戸への立ち入り禁止、長崎十里四方への追放とした。

青木修理については手厳しい。兄右近の所業に対して異見を述べて諫めるどころか、同意したとして京都・江戸・大坂の三箇所への立ち入りが禁じられ、隼人同様に長崎十里四方への追放であった。兩名とも長崎への立ち帰りは一切許されていない。

三名への処罰の日は、何れも元禄十五年（一七〇二）、青木右近は三月二十二日に入牢、三日後の三月二十五日に五島へ流罪となり、隼人と修理は右近在牢に繋がれた三月二十二日に追放となつてい  
る。一方『御広間雑記』ではこの一件は同年の四月十八日付で記されてい  
る。長崎での処遇が京の吉田家に届くまでは約一月を要したのである。

諏訪社内部の記録にもこの一件の事は記している。度々引用してきた『年譜輯要録』元禄十五年（一七〇二）に次の二件の記載がある。

(1) 諏訪社神主青木右近、外二吉川八平次兩人流罪 三月二十  
二日

元禄十五年也

(2) 元禄十五年三月廿二日、神主右近将監神道伝授ノ儀

ニ付、偽之儀有之五島江遠島、

祝<sup>担手</sup>也、青木修理并右近恠采女京江戸大坂堺御構、長崎十

里四方追放、但右近年卒 六十ナリ、卒ト書キタルハ予

ノ誤也 圓云 修理年四十八、采女年十八与

島原ヤ敷用達曾氏ノ記録ニ御座候、文政七年申五月十六日永政

寫置者也

(1) の記録では青木右近と共に吉川八平次という人物も流罪となつたと記す。他の史料には記録されない人物である。しかしその脇に「吉雄記ノ赴間違」と記され、吉川八平次流罪は全くの誤記である。

(2) の記録は『犯科帳』とほぼ同様の内容を伝えるが、恠の隼人と弟の修理との御構(立入禁止)の場所が、京・江戸・大坂の三箇所に加えて堺が入っているが、これは明らかに間違いである。

一行目に「祝<sup>担手</sup>也 青木修理」とある。「祝」は「はふり」と読むが、神に仕える神職を意味し、特に次位の立場の禰宜職を指した。

祝の下部に割注で「担手也」と記したのは、宮司を補佐する禰宜職は、所謂「担手」であるからこう表記したのであろう。ただ諏訪社では「祝」を「ほふり」と発音してきた<sup>14</sup>。

先の『年譜輯要録』では右近の恠名を采女と記すが、『犯科帳』では隼人となっていた。この名前の異なる点について、『年譜輯要録』の青木永安(右近)の貞享二年(一六八五)の条には次のようにある。

貞享二乙丑 右近将監永安嫡子采女永貞生ル、又元禄十五年ハ十七トモアリ、又隼人トモアル

ここでも青木右近の恠は采女と記されるが、文末では隼人とも言つたとある。采女と隼人とは同一人物であった。

三代宮司の流罪の事は、諏訪社の記録である『年譜輯要録』にもこのように収められている。(2) の記録の文末にはその収めた経緯を記していた。島原屋敷用達の曾氏の記録の中に右近流罪一件の記事があり、それを文政七年(一八二四)五月十六日に永政が書き写したものと云う。

書写した永政は青木一族の一人と思われるが、『諏訪社青木氏系譜』に次のように二度登場する。

文化九年 申年八月八日 永政元服 原口平三郎

文政七年 甲申六月十日 高野平郷ヨリ永政引地町へ轉宅

文化九年(一八一二)に元服しているから、逆算して寛政十年(一七九八)の生まれである。この世代から考えて第九代宮司・青木永章から十代宮司の永古の間(一八一七〜一八六七)の一族である。前記の文化九年の記事に「原口平三郎」とあり、原口姓から青木家に養子に入った人物であろうか。

元禄十四年(一七〇一)の秋の頃より燻っていた諏訪社神主の一件は、宮司の流罪、恠、弟の所払いの処罰で決着した。

青木右近の一件が決着した後、『御広間雑記』の元禄十五年(一七〇二)五月六日の条には、吉田家当主が朝廷の伝奏役に宛てた四月二十五日付の書状が収録されている。吉田家役人・大角外記は、四月十八日の右近の処罰と共に閉門に処せられていたが、更なる吟味と処罰を伝える次の内容である。

長崎諏方神主青木右近義、今度遠島被仰付、同弟修理同子隼人追放被仰付候、然者家来大角外記<sup>義</sup>先年江戸<sup>ニ</sup>而右之右近と致一味兼敬申越者不申用不届至極ニ存候得共、其砌外記申所尤之様

ニ落着二付、外記義先引込居候様ニ申付置候、今度青木右近不届御吟味之上、右之通被仰付候間、家来外記義山城国中、江戸大坂等追放可申付与存候、比者之事先年江戸へも指下申者之事ニ御座候故、御届申入候、為其如比候、以上

卯月廿五日

兼敬

柳原前大納言殿

高野前大納言殿

大角外記は、江戸に於いて青木右近と一味になり、吉田家当主を蔑ろにした言動により、一旦、閉門に処せられていた。更に吟味の結果、山城国中・江戸・大坂からの追放が言い渡されている。青木右近の一件に加担したとして、吉田家内部の従者にも罰が及んだのである。

さて『御広間雑記』に戻り、右近一件が落ちていた後の吉田家の様子を見てみよう。元禄十五年（一七〇二）、処罰が行われてから約二ヶ月後の五月二十八日の記録には「今度長崎之儀首尾能相濟二付」とあって、今度の長崎諏訪社一件は首尾良く済んだ事が分かる。

更にこの日、諏訪問題に対応した吉田家家老の四人は、同家奥亭での慰労の宴席に招かれた。またこの一件を取り次いだ家政人の小姓や殿中達も、表部屋でご馳走に与っている。

この事後処理に際して、青木右近に加担し追放となった吉田家役人・大角外記は、所有した田地も召し上げられている。その内の半分の土地は、家老職の一人と思われる石見守に与えられた。こうして長崎一件は落着した。

### （三）四代目・青木若狭守永春

先代宮司が流罪になるという前代未聞の不祥事後に、四代目の宮

司に就いたのは青木永春であった。系図（1）青木氏系図に示したように、初代・青木賢清の三男である永清の二男に当たる人物である。青木宮司家の直系ではなく、いわば傍系の傍系と言つてよいが、系譜的には初代賢清の孫に当たる。不祥事後だけに慎重に人選が行われた様子が窺える。

『年譜輯要録』は永春の宮司就任について次のように伝える。

（元禄）十五年 閏八小 六月廿二日、若狭守永春エ向後新二

諏訪社一社一人之神主職为上意蒙仰候、但立山御役所ニテ被仰渡候

若狭守永春様ノ時、瀧川内蔵ノ家永代末弥ニ永春様取立被成候、往古社家二人、享保年中ニ御取立カ

元禄十五年（一七〇二）六月二十二日に、長崎奉行所立山役所において宮司任命が言い渡された。その際に上意として「諏訪社一社一人之神主職」の幕命が下っている。「一社一人の神主職」とは社家を一家に限るという意味である。後段の記事中に「往古社家二人」とあるから、永春より前の時代には社家は二家あった。それを何故一社に限ったのか。

青木右近の処罰を記録した『犯科帳』の冒頭は「此者先年一家之者と及諍論候節」とあった。恐らく青木家内部で起こった何かの諍論が、青木右近事件を引き起こしたと思われる、この先例から社家を一家に限ったのであろう。

こうして就任した青木永春は『諏訪社青木氏系譜』によると、万治二年（一六五九）の生まれであるから、四十四歳での宮司就任であった。

さて『御広間雑記』の記録に戻ってみよう。

青木永春が宮司に就任した後の七月・八月には長崎諏訪社神主が

頻繁に登場する。まず七月二十一日には青木作之進という人物が初めて吉田家詣でを行い、当主に対面している。その後の七月二十六・二十七日と、青木大藏なる者が吉田家へ官位を願ひ出る。そして翌月早々の八月二日には、朝廷伝奏役の万里小路家より使者三枝左門が遣わされ、青木永春に位階と官途名の許しが下ったとの書状が吉田家に届いた。

八月七日には、諏訪社神主の青木若狭守が官位を賜った御礼に吉田家に参上、事務方の鈴鹿平兵衛が対応している。いよいよ八月八日には吉田家に万里小路家からの使者が至来し官位の宣旨があった。前掲の表(1)にも記したが、重要な文書であるから、再度ここに示そう。

正六位下藤原朝臣永春

正二位行権大納言兼右近衛大将藤原朝臣伊季

宣奉 敕件人宜令任

若狭守者

元禄五年八月三日大外記兼掃部頭中臣朝臣師庸 奉

下された位階は正六位下、官途名は若狭守、元禄十五年(二七〇二)八月三日付の宣旨である。正六位下の位階は、諏訪社歴代官司に下された同等の位である。

翌八月九日には早速、前日の官位宣旨への御礼に、伝奏役の万里小路家に出向いている。同行する添使は鈴鹿平兵衛であった。その際には吉田家より青木永春に朝廷からの口宣案が、文書として渡されている。言わば任官証である。

この御礼出向の際には、青木永春が前から吉田家にお願ひしていた神号の揮毫が渡されている。天神地祇、諏訪大明神、そして八幡宮・天照皇太神・春日大明神の三神を共に記したものの、「三幅」と

あるから掛け軸の仕立てと思われる。

六月に諏訪社官司に就いた青木永春は、先代の不祥事にもかかわらず、一月後の七月にはその姿は京都にあり、势力的に位階と官途名の手続きを行っていた。同年の八月二十四日まで京滞在が確認される。

宝永二年(一七〇五)の閏四月二十一日には上京して吉田家詣で、五月三日には端午之祝いの品として、生鯛一尾を献じている。七月六日に帰国のお暇乞いに吉田家に出向いているので、閏四月から七月初め迄の長期の在京であった。その直前の六月十四日の記録に、青木若狭に宗源行法の引き渡しがあったと記されるので、数十日がかかる吉田神道の宗源行法伝授の為に在京であったと思われる。

その後、宝永三年(一七〇六)、同六年・同七年と若狭守の吉田家詣では続く。特に宝永七年(一七一〇)の二月二十日には、青木若狭と主計が共に吉田家上がり、金子一品と毛氈二枚を献じた。その後、五月から十一月の間に青木主計なる人物が、八回に亘り対面・御機嫌伺い・御祓大麻伝授と深く関わっている。

この青木主計は、初代青木賢清の三男・右京進永清の長男に当たる主計頭永弘である(系図1青木家系図参照)。青木家系図でも分かるように、諏訪社四代目官司の若狭守永春の兄に当たる人物である。後掲の第六項でも触れるが、京吉田家で修学の経験もあり、吉田家とは極めて縁が深い人物であった。ところが後述のように流罪となった三代目官司の青木右近とは、元禄七年(一六九四)頃から激しく対立した。この確執により右近は流罪となり、一方の青木永弘も京都・江戸・長崎での構刑、この三箇所からの追放を命じられている。

京都から追放された筈の永弘が、何故、宝永七年(一七一〇)に

京都に出没し、大手を振って吉田家詣でができたのか。『諏訪社青木氏系譜』の青木永央（青木若狭守永春二男）の項に、

右京進嫡子主計頭永弘、其後御構御免ト本家旧記ニアリ

と記され、その後、永弘の御構刑は解かれて自由の身となっていた。右近事件から八年が経過し、青木永弘は晴れ晴れとして京吉田家詣でを繰り返した様子が窺えよう。

こうして三代目宮司の不祥事にも関わらず、初代青木賢清の三男右京進永清の系統を引く青木若狭守永春が、諏訪社宮司家の血脈を繋いだ。これ以降、第五代から十一代までの江戸期の諏訪社宮司は、総てこの家系が継承した。

## 六、青木右近永安の流罪の事情

先の三項で第三代宮司・青木右近将監永安の五島への流罪の件を触れた。『御広間雑記』にもこの一件に関わる記録、往復文書が多数収録されている。ただそれらの記録は青木右近の行動を熟知の上で記録され、また文書が往復されているので、右近の流罪となった理由・原因は詳しく記される事はなく、明確には理解しがたいのである。

本節では右近が流罪となった理由・原因は何であったのか、この点について考察してみたい。

左記に引用した長崎奉行所録の『犯科帳』の冒頭には、

此者先年一家之者と及諍論候節

とあった。この書き出しから、一家・一族内に何かの諍論があった事が窺える。更に流罪後の元禄十五年五月六日付の長崎奉行所からの書状が、『御広間雑記』に収録されている。その冒頭にも、

一筆啓上致候、然者當所諏方神主青木右近儀、先年一家諍論に及び咎無く伯父之家筋迄申掠、其上御本所様對し奥多の虚言申旁（後略）

この書状にも「一家諍論」とあり、更に「伯父之家筋迄申掠」とあって、少しばかり諍論の相手が見えてくる。伯父の家筋まで掠め取ってしまったというから、この伯父の家筋が諍論の相手であった事は漠然と分かる。

『長崎市史』地誌編 神社教会部上でも、この青木右近一件に触れている。<sup>15</sup>史料としたのは『諏訪神社記録之内秘書』と題する記録である。同市史によると諏訪社にもこの事件に関わる記録はあったものの、七代目宮司の青木永勇により焼却されたという。その中でも残ったのが前記の『諏訪神社記録之内秘書』であったのであろう。この一件は『長崎市史』に依ると次のような経緯であった。

元禄七年（一六九四）六月、諏訪社宮司の青木右近は神道伝授の為に上京し、吉田家に弟の修理への位階叙位を請願した。折しも吉田家では右近の従兄弟に当たる青木永弘が修学中であった。修理の諏訪社内での無職を熟知していた永弘は、この修理の叙位に反対した。その為に右近と永弘とは議論に及び、結果、この修理の位階請願は取り下げられている。

丁度その頃、永弘の父・右京進永清は諏訪社の祝職（禰宜職）であったが、老齢を理由に三男の永親（永弘の弟）を後継として宮司・右近に願い出る。しかし右近は一向に取り合おうとしない。先の修理叙位を巡る右近と永弘家との確執が、尾を引いていたものと思われる。このような双方からの反意により、右近の本家筋と永清・永弘の分家筋とは和合を欠き、確執は更に深まっていった。

遂に元禄十一年（一六九八）三月、江戸寺社奉行役所に於いて、

吉田家家老職も立ち会い右近、永弘の不仲を決する裁定が下された。青木右近は吉田家よりの神道伝授許状を没収の上、逼塞<sup>ひそく</sup>、即ち家の門を閉ざして昼間の外出が禁止された。一方の青木永弘は京・江戸・長崎での構刑、即ち当三箇所からの追放であった。

このような経緯を確認すると、本項の冒頭に記した「一家諍論」、「伯父之家筋迄申掠」の意味が分かってくる。特に「伯父の家筋まで掠める」とあるのは、永清が祝職の後継を申し出たにも関わらず、右近が取り合わなかった事を意味している。その青木永清は右近の父親・青木宮内の弟であるから、「叔父」とすべきである。

『諏訪神社記録之内秘書』に基づく『長崎市史』の記述によつて、青木家内部の諍論が詳しく分かってきた。青木右近は永弘等との諍論が基となり、吉田家からの神道伝授許状が没収された。その為に吉田家相伝の檀場・神器・幣帛等を悉く取り捨て、更に今後は白川家門人になったとの虚言をなした。その為に五島への流罪となったのである。

## 七、おわりに

表(1)として示した『御広間雑記』諏訪社関係記録の中に、寛文四年(一六六四)十二月八日の記録に長崎商人の高木善衛門なる人物が登場する。再録すると次のような内容である。

長崎商人高木善衛門方々為御初穂銀子壹枚指上也、京室町圓福寺町辻源衛門方へ書状添、善衛門年廿六、来年之御祈念頼由也  
長崎から高木善衛門という人物が、京圓福寺町に住む辻源衛門を通じて初穂銀一枚を納め、年が開けてから吉田神社での祈禱をお願いしてきた、というのである。

更に二年後の寛文六年(一六六六)二月六日条には、高木善衛門に關した次の記録がある。

去々年極月比事、京都之辻紹甫と申仁參入、長崎<sup>ニ</sup>而高木善衛門御祈禱之義、以前も申上候、今度□□申度由也、為初穂銀子壹枚献上候、彼善衛門年廿八、卯ノ年申了

寛文四年(一六六四)の記録では、来年、即ち寛文五年の祈禱を依頼していたが、実際は二年後の寛文六年に吉田神社での祈禱の運びとなった。初穂として銀子一枚をお供えしている。

吉田家には神主衆だけが頼るのではなかった。町方衆からの祈禱依頼もあったのである。吉田家に祈禱を依頼した高木善衛門という人物、在地の記録には見当たらないが、江戸の初期から長崎町年寄を勤めた高木作右衛門家の一族であろうか。

寛文九年(一六六九)三月三・四・五日の三日間に亘つて、橋三喜という人物が吉田家に入入りしている。この人物は寛永十二年(一六三五)に肥前平戸藩に生まれた神道家である。三十五歳での吉田家詣であった。吉田神道を修め全国の一之宮を歴訪し、肥前平戸藩に伝わる平戸神楽を創始した人物として著名である。

その橋三喜が吉田家の『御広間雑記』に登場し、改めて吉田家との深い縁を確認できる事は重要である。『御広間雑記』には肥前平戸藩内神主衆の吉田家詣でが頻繁に記されている。吉田神道を深く修めた橋三喜の感化によるものか。こういった様々な吉田家詣でも今後の研究課題としていきたい。

(富松神社宮司)

注

- 1 天理大学付属図書館所蔵 架蔵番号 吉田六四―一六〇
- 2 亀井清「吉田家御廣間雜記に就いて」(天理図書館報『ビブリア』三十三号 昭和四一年 天理図書館)
- 3 橋本政宣「吉田家御廣間雜記について」(『悠久』七十七号 平成一一年 鶴岡八幡宮)
- 4 橋本政宣「江戸初期の『吉田家御廣間雜記』と諸事件」(『ぐんしよ』四十七号 平成一二年 群書類従完成会)
- 5 藤野保『大村郷村記』第一卷 (昭和五七年 国書刊行会)
- 6 長崎歴史文化博物館所蔵 架蔵番号 渡辺文庫 渡辺一―一二二)
- 7 『長崎市史』地誌編神社教会部上(昭和五六年 長崎市)
- 8 『諏訪社青木氏系譜』長崎歴史文化博物館所蔵 架蔵番号 渡辺文庫 渡辺一三一―三四六)
- 9 岩波文庫『町人囊 百姓囊 長崎夜話草』二〇八頁(平成二十九年 岩波書店)
- 10 橋本政宣「吉田家御廣間雜記について」(『悠久』七十七号 平成一一年 鶴岡八幡宮)
- 11 前掲の『長崎夜話草』には、長崎煙草について次のように記す。  
蠻人種子を持來りて、長崎櫻馬場といふ所に植てより普ねく世にひろまれり。此故に今も櫻馬場のたばこは色も香ほりも他所とは格別なるもの也。
- 12 『長崎夜話草』には、絵筵について次のように記す。  
花筵 長崎にては花御座といふ。藺を赤く黒く染て打なり。長さは五間七間、廣さ一間二間にても望次第に打なり。是も根本、暹羅人の傳來なり。
- 13 『京の火事物語』緑紅叢書第五十輯(昭和三四年 京を語る会)
- 14 『犯科帳』第一卷(昭和三四年 犯科帳刊行会)
- 15 鎮西大社諏訪神社元宮司の松本亘史氏の教授による。『長崎市史』地誌編神社教会部上(昭和五六年 長崎市)